

町民から出された選挙公報を求める請願に、内田議員が紹介議員となりました

南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願書

南知多町議会議長
石垣 菊蔵様

令和4年 8月18日
紹介議員 内田 保

請願者

請願理由

町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求めます

知多半島の南知多町以外の市町では、昭和29年(大府市)、昭和48年(東海市)、昭和50年(知多市・常滑市)、昭和57年(半田市)、昭和60年(美浜町)、平成12年(武豊町)、平成14年(阿久比町・東浦町)と、選挙公報条例の制定を行い、選挙公報を発行してきています。

しかし、南知多町では、昨年6月議会でも「選挙公報条例の制定を求める請願」が出されたものの、不採決となり、未だに「知多半島唯一選挙公報のない町」となっています。

そもそも選挙公報はなぜ必要なのでしょう。 「南知多町に転居してきたときに、町議選が行われたが、誰が立候補していて、政見・公約・経歴などはどんな内容かさっぱりわからなかった」「選挙公報があれば、一目で候補者の比較ができて、一人を選びやすいのに」「インターネットでの選挙公報提供があれば若者は見ると思う」など、住民の声があります。

町長は、これまでの議会でも「広報は、有権者が各候補者の氏名・経歴・政見を知る有効な手段の一つであり、検討していきたい」と答弁し、町当局も「公報は、候補者の政策を公平に比較できる選挙への関心を高めるものだ。条例の整備に、今後協議・検討していきたい」と発行に前向きな考えを示していました。しかし、議員懇談会で「選挙広報はお金がかかる」「南知多町は、地域の代表の選出だから必要ない」「万が一でも島に配布されないときがあれば不公平だから必要ない」等、こじつけとも思われる意見が出され、選挙管理委員会も、町当局も未だに条例提案さえしないが続いています。

南知多町は2つの島を抱えています。選挙管理委員会として、公報の必要性に鑑み、実施の方策(選管ホームページへの選挙公報掲載など)を考えていただけたらと思います。

選挙は民主主義の根幹です。南知多町だけでできないわけではありません。選挙公報が発行できるよう、議会で「選挙公報発行」に関する条例・規定をぜひ設置して下さるようお願いいたします。

- 1 南知多町議会議員選挙・町長選挙において、「公職選挙法 172 の 2」の規定に基づき選挙公報の発行と配布ができる制度(条例・規程)の設置を求めます。